○東京都労働相談情報センター処務規程の一部改正

……………………(総務局人事部調査課

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

…………(福祉保健局保健政策部保健政策課)

 $\overset{\smile}{:}$

○東京都組織規程の一部を改正する規則…………

規

則

目

次

……………………(総務局人事部調査課

○特定計量器定期検査の実施(四件)……………

……(生活文化スポーツ局計量検定所検査課

рu

示 交 ○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額…………

……………(生活文化スポーツ局総務部総務課

 \equiv

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額…………

…………………(総務局総務部総務課

 $\ddot{}$

の一部改正………

………(デジタルサービス局戦略部デジタル推進課

 \equiv

○令和四年東京都告示第四百四十三号(令和四年度

示

非常勤職員の第一種報酬の額)

〇 土

…(都市整備局市街地整備部区画整理課

Ħ.

1

市

街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

……(都市整備局市街地整備部再開発課

Ŧī.

日刊

○都営住宅の使用料の変更…………………(同)… ○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更 ○都営住宅の名称、 位置、

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)…||

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定解除(二件)

域の指定………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…□○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

○令和四年東京都告示第四百五十二号(令和四年度 非常勤職員の第一種報酬の額) の一部改正……

 $\stackrel{\smile}{\stackrel{\Xi}{\equiv}}$

…………(産業労働局農林水産部農業振興課)) ::: | | |

○令和四年東京都告示第四百五十六号(令和四年度 非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……… ------(建設局総務部職員課)…三

○東京都立海上公園の占用料の徴収委託………(同)…|||| ------(港湾局臨海開発部海上公園課)…|三

………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…

使用料等…………(同)…10

.....(同)…10

○都営住宅の駐車場の名称、 位置及び区画数……(同)…二

○平成十八年東京都告示第千三百六十四号(特定家 ……(環境局気候変動対策部家庭エネルギー対策課)…|| 庭用機器相対評価方法等基準等)の一部改正……

…………(環境局環境改善部化学物質対策課)

………………(福祉保健局総務部職員課)

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額………(同)…|云

○東京都統計調査条例による統計調査の名称等……

○東京都立海上公園の区域及び面積………………

動車の運行系統の名称及び区間)
〇昭和五十四年交通局告示第十一号 の __ (東京都乗合自 一部改正……

· 三 园

告 示 水)

六 ○東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程…||云 |指定納付受託者の指定……………………||三 告 規

程

(下水)

○令和四年度非常勤職員の第一 示 (消 種報酬の額………………

公 告

○特定非営利活動法人の認定………… ○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出…… ------(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)---||-

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……… ------(環境局総務部環境政策課)…宗 …………(産業労働局商工部地域産業振興課)…|||

○東京都職員共済組合定款の一部変更……………

○東京都職員共済組合保養施設に関する規則の ○東京都職員共済組合運営規則の一部変更………(同)…|六 部 同) … 三元

○東京都職員共済組合保健施設に関する規則の 部

○東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改 正する規程……………………(同) ::= | 元

一部を改正する規則………………………………(同)…元○東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則の

則の一部を改正する規則………………(同○東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規 ○東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指 導の実施に関する規則の 一部を改正する規則…((同)…||0 (同)…||0

則

規

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

る。

令和四年九月三十日

●東京都規則第百九十五号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正す

第二十七条の表雇用就業部の部調整課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の

一号を加える。

労働者協同組合に関すること。

別表四 十四の部同国分寺事務所の項及び同八王子事務所の項を削り、 同部同亀戸事

務所の項の次に次のように加える。

同多摩事務所 立川市柴崎町三丁目九番 号

調査及び福

祉に関する事務

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

この規則は、

令和四年十月一日から施行する。

附

則

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第百九十六号

令和四年九月三十日

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則 (昭和五十年東京都規則第百三十六号) の一部を次のように

改正する。

東京都知事

小

池

百

合

子

号ニ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。 一条第二十五号の三ハ中 「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」 に改め、

同

則

この規則は、 令和四年十月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第六十二号

総

務

局 局

財

務

業 労 働 局

産

労 働 相 談 情 報 セ ン 夕 1

次のように改正する。 東京都労働相談情報センター処務規程 (平成十六年東京都訓令第五十一号) の一部 を

令和四年九月三十日

第十二条の表中 国分寺事務所 を「多摩事務所」に改める。

東京都知事

小

池

百

合子

八王子事務所_

附 則

この訓令は、 令和四年十月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第千二百八十五号

令和四年東京都告示第四百四十三号 (令和四年度非常勤職員の第一 種報酬の額) 0)

部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

「8,120日」を「8,360日」に、

「8,070日」を「8,310日」に改める。

東京都知事

小

池

百

合子

則

この告示は、 令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百八十六号

施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定 額を次のとおり告示する。 に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

小 池 百 合子

東京都知事

令和四年九月三十日

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
デジタルサービス局	デジタルデベロップメント推進専門員	時間額	2, 700円

この告示は、

附 則 令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百八十七号

施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定 額を次のとおり告示する。 に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 令和四年九月三十日

池

小 百合子

東京都知事

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
生活文化スポーツ局	広報専門員	月額	194, 400円

●東京都告示第千二百八十八号

この告示は、

令和四年十月一日から施行する。

附

則

法第二十一条第二項の規定により告示する。 積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十 計量法 第三十九条第一項の規定により、 (平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び 特定計量器 (皮革面 同

令和四年九月三十日

東京都計量検定所長

戸

澤

互.

 \equiv

検査地域 江東区

検査対象 を含む。以下「検査対象物」という。 非自動はかりであって、ひょう量が二百五 所の検査対象物を除く。 超える非自動はかりを併せて使用する事業 ただし、ひょう量が二百五十キログラムを 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり •

四

検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)

所在の場所において、

検査を実施する

検査期日 元年東京都条例第十号)に定める休日を除日まで(東京都の休日に関する条例(平成 令和四年十一月一日から令和五年一月十三

兀

検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の

Ŧi.

所在の場所において、検査を実施する

 $(\underline{})$ 新砂三丁目三番四十一号)において、 午前九時から午後四時三十分まで検査 一のほか、 を実施する。 東京都計量検定所(江東区

●東京都告示第千二百八十九号

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び (平成五年

り指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 の規定により告示する。 (皮革面積計を除く。 の定期検査を次のとお 同法第二十一条第二

令和四年九月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

検査地域 足立区

検査対象 非自動はかりであって、 超える非自動はかりを併せて使用する事業 ただし、ひょう量が二百五十キログラムを を含む。以下「検査対象物」という。)。 所の検査対象物を除く。 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり ひょう量が二百

検査期日 年東京都条例第十号)に定める休日を除まで(東京都の休日に関する条例(平成元令和四年十一月九日から令和五年二月三日

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 一のほか、東京都計量検定所(江東区 午前九時から午後四時三十分まで検査 新砂三丁目三番四十一号)において、

の名称 関 指定定期 般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百九十号

特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び (皮革面積計を除く。 の定期検査を次のとお (平成五年

5

り指定定期検査機関が実施するので、

同法第二十一条第二

事業施行期

項の規定により告示する。

四 特定計量器 三 り指定定期検査機関が実施するので、 通商産業省令第七十号) 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 五. 項の規定により告示する。 ●東京都告示第千二百九十一号 量法 検査機関 検査対象 指定定期 検査期日 検査地域 令和四年九月三十日 検査場所 (平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとお 東京都計量検定所長 除く。)成元年東京都条例第十号)に定める休日を 非自動はかりであって、ひょう量が二百五 世田谷区 $(\underline{})$ 令和四年十二月七日から令和五年三月 ただし、ひょう量が二百五十キログラムを を含む。以下「検査対象物」という。)。 七日まで(東京都の休日に関する条例 所の検査対象物を除く。 超える非自動はかりを併せて使用する事業 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり 般社団法人東京都計量協会 特定計量器(皮革面積計を除く。)の 新砂三丁目三番四十一号)において、 午前九時から午後四時三十分まで検査 所在の場所において、検査を実施する のほか、東京都計量検定所(江東区 第三十九条第一項の規定により、 戸 同法第二十 澤 (平成五年 条第二 互

令和四年九月三十日

澤

検査地域 文京区、 豊島区、

北区及び板橋区

検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二トン 用するひょう量が二トン以下のもの(分銅を超えるもの及び同一の事業所で併せて使

検査期日 令和四年十一月一日から同年十二月二十七

三

検査場所 の所在

指定定期 般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百九十二号

示する。 地区画整理事業の終了を認可したので、 て準用する同法第九条第三項の規定により、 条第一項の規定に基づき町田都市計画事業南町田駅周辺土 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 同条第四項におい 次のとおり告 第十三

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百

合

子

施行者の氏名

東急株式会社 代表取締役 髙橋 和夫

町 田市 上記代表者 市長 石阪 丈

信三 株式会社東急レクリエーション 代表取締役 菅野

東京都計量検定所長 戸

互.

 \equiv

施行地区

町田市鶴間二丁目及び鶴間三丁目の各一部

まで

平成二十八年十一月二十八日から令和四年九月三十日

及びおもりを含む。)

兀

元年東京都条例第十号)に定める休日を除日まで(東京都の休日に関する条例(平成

Ŧi.

土地区画整理事業の終了の認可の年月日

令和四年九月三十日

平成二十八年十一月二十八日

町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業

土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

の名称 関 の場所において、検査を実施する。特定計量器(皮革面積計を除く。)

爭 二十

四

Ŧi.

●東京都告示第千二百九十三号

ように告示する。 合の定款及び事業計画の変更を認可したので、 条第一項の規定に基づき三田小山町西地区市街地再開発組 おいて準用する同法第十九条第一項の規定により、 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 同条第二項 次の

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百 合子

組合の名称

三田小山町西地区市街地再開発組合

事業施行期間

令和二年九月十日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

港区三田 一丁目地内

事務所の所在地及び設立認可の年月日

四

港区三田一丁目四番八十号

Ŧi. 変更の内容 令和二年九月十日

(第17670号)	東		都	公	報	令	和4年9	9月30日		6
	令和四年九月三十日	第三項の規定により告示する。	ようこ変更し、令和四年十月一三条第二項の規定に基づき、一	東京都営住宅条例(平成九	◉東京都告示第千二百九十五号	(7、8号棟) 下篠崎アパート	(5、6号棟) 鎌倉二丁目アパート	名称	一	
	事 小 池 百合子	一トスで写方でする。	一日から実施するので、司条一般都営住宅の使用料を次の	東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第	号 	江戸川区下篠崎町二番	葛飾区鎌倉二丁目十六番	位置	I	で延長する。
						同右 五〇・八平方メー	番 中層耐火 五一・○平方メー	構造及び規模	より、告示する。(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例	◉東京都告示第千二百九十四号
						ートル 九〇戸	ートル 二四戸	戸数	三条第三項の規定に、東京都営住宅条例	
									東京都知事 小 池 百合子	

7

種	類			dž ü	(平万メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
		中層耐火	喜多見二丁目アパート (3号棟)	世田谷区喜多見2-10	55. 9	1	43, 900	72, 800
		中層耐火	喜多見二丁目アパート (5号棟)	世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40, 100	66, 500
		高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34. 4	3	30, 500	83, 300
		高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34. 3	1	32, 300	98, 600
		高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)	中野区丸山2-24	40. 2	1	29, 100	57, 900
		高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41. 5	1	31,000	55, 500
1.00		中層耐火	南台五丁目アパート(2号棟)	中野区南台5-7	51.0	2	38, 700	89, 300
7 10 3 7	77. 7.	中層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.6	1	27,600	38,000
一般相	邹営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (3号棟)	杉並区高井戸東1-14	39.0	1	28,800	72, 400
一般	鄒営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)	豊島区駒込2-2	51. 2	1	43, 200	76,000
一般相	鄒営	中層耐火	王子本町第2アパート(4号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24, 100	52, 900
一般相	鄒営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23	40. 7	1	31,800	57, 600
一般和	鄒営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(10号棟)	北区滝野川3-66	37. 3	1	29, 500	60,700
一般	邪営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37. 3	3	29, 500	60, 700
一般	鄒営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (10号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31, 900	49, 800
一般和	鄒営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27, 100	45, 900
一般	邹営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34. 3	1	24, 500	43, 200
一般	邹営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)	荒川区南千住2-33	42. 2	1	30, 400	56, 600
一般和	鄒営	高層耐火	坂下一丁目アパート (10号棟)	板橋区坂下1-8	42. 2	1	31, 600	47, 300
一般	邪営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (1号棟)	板橋区新河岸2-10	33. 4	1	23, 600	32, 900
一般相	郭営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸2-10	33. 4	1	23, 600	32, 900
一般相	鄒営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34. 4	2	24, 400	38, 200
一般	都営	中層耐火	板橋本町アパート (1号棟)	板橋区本町8-1	39.0	1	28, 600	61, 500
一般	邪営	中層耐火	前野町四丁目第2アパート(3号棟)	板橋区前野町4-36	42. 3	1	31,900	42, 900
一般和	邻営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町5-13	48. 1	2	36, 800	69, 100
一般相	邪営	中層耐火	前野町五丁目アパート (1号棟)	板橋区前野町5-25	42. 3	1	31,600	53, 000
一般	邪営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51. 2	4	38, 300	67, 300
一般	邻営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51. 2	1	38, 800	69, 700
一般	邪営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(4号棟)	練馬区富士見台3-51	39.0	1	28, 800	59, 700
一般	邪営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート (5号棟)	練馬区春日町3-28	55. 9	1	44,000	92, 600
一般	郭営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(8号棟)	練馬区北町6-8	47.5	1	37, 100	79,000
一般	邪営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (5号棟)	練馬区北町6-5	47.5	1	37, 100	79,000
一般	郭営	中層耐火	旭町二丁目アパート (3号棟)	練馬区旭町2-33	33. 4	1	24, 300	47, 500

	1	1	I				
種 類	構造	名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(11号棟)	練馬区石神井台4-5	55. 9	1	44, 100	94, 700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (6号棟)	練馬区南田中3-31	33. 4	1	24, 300	50, 700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32. 6	1	23, 600	47, 300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32. 6	2	23, 600	47, 300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(25号棟)	練馬区南田中5-25	32. 6	2	23, 600	47, 300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33. 4	1	24, 700	52, 400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(34号棟)	練馬区石神井町1-1	36. 4	1	26, 800	55, 400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(36号棟)	練馬区石神井町1-1	37. 0	1	26, 700	53, 800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(37号棟)	練馬区石神井町1-1	37. 0	1	26, 700	53, 800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37. 0	2	26, 700	53, 800
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート (11号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31, 100	74, 900
一般都當	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61. 4	1	49, 200	106, 800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (4号棟)	足立区中央本町5-18	55. 9	1	40,700	76, 500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間3-17	48. 1	1	34, 400	57, 500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34. 3	1	23, 600	37, 600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (7号棟)	足立区南花畑5-15	33. 4	1	22, 200	36, 000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(8号棟)	足立区南花畑5-15	37. 3	1	24, 800	42, 800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (9号棟)	足立区南花畑5-15	37. 3	1	24, 800	42, 800
一般都営	高層耐火	谷在家アパート (12号棟)	足立区谷在家3-22	37. 9	1	25, 600	41,000
一般都営	中層耐火	伊奥町アパート (3号棟)	足立区伊興1-7	33. 4	1	23,000	43, 300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (4号棟)	足立区六木1-5	40. 5	1	27, 200	41, 100
一般都當	中層耐火	六ツ木町アパート (7号棟)	足立区六木1-5	35. 7	1	23, 900	38, 200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (16号棟)	足立区六木1-5	37. 7	1	25, 100	39, 900
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (18号棟)	足立区六木1-5	40. 5	1	27, 300	43, 700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (21号棟)	足立区花畑8-5	38. 3	2	25, 700	38, 700
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(6号棟)	足立区花畑2-11	36. 4	1	24, 600	41, 200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)	足立区舎人6-12	42. 3	1	29, 500	42, 400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	35, 600	51, 100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (10号棟)	足立区舎人6-10	63.0	1	44, 000	
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート (2号棟)	足立区中川2-24	51.0	1	36, 700	67, 500
	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55. 9	1	39, 700	
	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55. 9	1	39, 300	66, 100
一般都営	中層耐火	足立入谷町アパート (1号棟)	足立区入谷8-2	55. 9	1	39, 500	66, 800

種	類相	溝 造	名 科	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都	1 営	高層耐火	青戸三丁目アパート (7号棟)	葛飾区青戸3-8	51. 2	2	37, 900	70, 100
一般者	B営	高層耐火	亀有一丁目アパート (1号棟)	葛飾区亀有1-18	51. 2	2	37, 500	68, 200
一般者	営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48. 1	1	34, 900	61, 100
一般者	営	中層耐火	西亀有二丁目第5アパート (1号棟)	葛飾区西亀有2-52	59. 6	2	45, 600	96, 000
一般者	B営 市	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55. 9	2	42, 400	70, 500
一般者	[営]	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55. 9	2	42, 400	70, 500
一般都	営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(4号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55. 9	1	42, 400	84, 500
一般者	當口	中層耐火	西水元五丁目アパート (3号棟)	葛飾区西水元5-4	59. 6	1	43, 100	73, 200
一般者	営	中層耐火	西水元五丁目アパート(4号棟)	葛飾区西水元5-4	59. 6	1	43, 100	73, 200
一般者	営	中層耐火	西瑞江第2アパート(12号棟)	江戸川区西瑞江4-25	59. 6	1	46,000	71, 300
一般者	8営 ほ	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34. 4	1	25, 200	45, 500
一般者	『営 声	高層耐火	平井一丁目アパート (11号棟)	江戸川区平井3-4	37. 9	1	27, 800	50, 100
一般都	當高	高層耐火	平井一丁目アパート (14号棟)	江戸川区平井3-4	37. 9	1	27, 800	50, 100
一般者	営	中層耐火	東小松川二丁目アパート (1号棟)	江戸川区東小松川3-21	39. 0	1	28, 900	41, 200
一般者	営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39, 100	69, 700
一般者	高官	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	2	44, 100	81,700
一般者	8営 高	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	1	44, 100	81,700
一般都	営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	4	44, 500	89, 200
一般都	営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (9-3号棟)	八王子市松が谷9-3	62. 1	1	35, 800	71, 100
一般都	営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート (1号棟)	八王子市高倉町12-4	59. 6	1	34, 500	67, 700
一般者	営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-1号棟)	八王子市南大沢3-4	60. 7	1	35, 200	70, 500
一般都	営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (55号棟)	立川市富士見町6-55	52. 4	1	28, 300	53, 100
一般者	営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(2号棟)	立川市錦町6-6	55. 9	1	32, 500	71, 500
一般都	営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(26号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-2	59. 6	1	46, 400	112, 400
一般者	図 ロ	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート (23号棟)	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,000	81, 400
一般都	営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55. 9	1	41, 300	91,800
一般者	営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-30	55. 9	1	40, 900	82,600
一般者	営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-31	55. 9	1	40, 900	82, 600
一般都	営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(6号棟)	三鷹市上連雀9-36	55. 9	1	41, 100	83, 500
一般者	営	中層耐火	上連雀七丁目アパート (3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39. 0	1	27, 300	61,600
一般者	6 営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市中原4-35	51. 2	1	36, 100	56, 500
一般都	8営 7	高層耐火	中原四丁目第2アパート (3号棟)	三鷹市中原4-35	51. 2	1	36, 100	56, 500
一般者	1 営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43. 9	1	31,000	57, 300

- 般都営 中層耐火 田無本町七丁目アパート (12号棟) - 般都営 中層耐火 柳沢二丁目アパート (3号棟) - 般都営 中層耐火 狛江アパート (13号棟)

一般都営 中層耐火 狛江アパート (17号棟)

−般都営|中層耐火 |狛江アパート(24号棟)

-般都営中層耐火 狛江アパート (29号棟)

-般都営 中層耐火 狛江アパート (34号棟)

一般都営 中層耐火 狛江アパート (31号棟)

一般都営 中層耐火 狛江アパート (45号棟)

9

93, 800

76, 700

92, 200

65, 700

78,000

74, 700

94, 800

86, 200

91,200

91, 200

62, 400

36,700

58, 200

63, 500

55, 900

57 900

80,000

72, 100

37, 500

66, 100

56,500

78,700

91,500

89, 400

63, 700

77, 400

44, 700

44, 700

41,300

44,600

44,600

44,600

47, 300

39, 300

28, 600

34,600

17, 900

15,800

16,500

16,500

16,500

18, 500

西東京市緑町1-5

西東京市田無町7-6

西東京市柳沢2-15

狛江市和泉本町4-7

狛江市和泉本町4-7

狛江市和泉本町4-7

狛江市和泉本町4-7

狛江市和泉本町4-7

狛江市和泉本町4-7

狛江市和泉本町4-7

61.5

51.0

55.9

37.0

37.0

32.6

33.4

33. 4

33.

37 3

1

1

種類	構造	名 科	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (49号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 3	1	18, 500	47, 300
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(10号棟)	清瀬市松山3-11	56. 8	1	32, 500	64, 900
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(11号棟)	清瀬市松山3-11	56. 8	1	32, 500	64, 900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-5号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17, 400	30, 100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40. 1	1	19, 100	34, 100
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート (34号棟)	瑞穂町むさし野1-5	36. 4	1	16,000	30, 900

(第17670号)		東	疗	₹ 1	邹 公	幸	ž			令和	4年9月30日	(金曜日)	10
●東京都告示第千二百九十七号 ●東京都告示第千二百九十七号 「東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第	同右	同右	同右	同右	(9、10号棟) 清瀬中里四丁目アパート	同右	同右	同右	同右	(1号棟)調布緑ケ丘二丁目アパート	名称	東京都営住宅条例(平成九年東京)●東京都告示第千二百九十六号	
	同右	同右	同右	同右	番地 番地 日本百八十七	同右	同右	同右	同右	調布市緑ケ丘二丁目三十番地	位置		二条第
令和四年九月三十日 東京	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	中層耐火	構造及び規模	がに近傍同種の住宅般都営住宅の名称、	二項並びに第
新 和 事 小 池	五七・三平方メートル	同右	四七・八平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	五七・三平方メートル	同右	四七・八平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	び規模	ででである。一位置、構造及び	三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の坦
百 合 子	五戸	八戸	一六戸	二四戸	五六戸	四戸	同右	五戸	同右	二〇戸	戸 数	うに定めたので、	項の規定に基づ
	四四、八〇〇円	同右	三七、四〇〇円	三一、六〇〇円	二七、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	同右	四〇、〇〇〇円	三三、八〇〇円	二八、九〇〇円	額一戸につき)の者に適用される使用料(月の程に適用される使用料(月収入の額が一三九、○○○円以下	東京都知事 小令和四年九月三十日	第三条第三項の規定により、告示する。
	1111、000円	一〇一、一〇〇円	一〇一、〇〇〇円	八五、三〇〇円	七三、一〇〇円	、	一一一、三〇〇円	一一, 一〇〇円	九三、九〇〇円	八〇、四〇〇円	つき) 家賃(月額一戸に 近傍同種の住宅の	池百合子	, ò °

台東区橋場2-16

台東区橋場2-16

江東区亀戸7-56

江東区東砂7-13

北区赤羽西5-12

北区赤羽西5-12

足立区東和2-6

江戸川区平井3-4

昭島市玉川町1-8

江戸川区小松川2-1

墨田区堤通2-8

世田谷区若林4-41

称位

橋場二丁目アパート(15号棟)

橋場二丁目アパート (15号棟) 亀戸七丁目アパート (2号棟)

東砂七丁目アパート(11号棟)

赤羽西五丁目アパート (1号棟)

赤羽西五丁目アパート(1号棟)

東和アパート(1号棟)

中層耐火 平井一丁目アパート(8号棟)

高層耐火 昭島玉川町アパート(2号棟)

高層耐火 白鬚東アパート (15号棟) 高層耐火 小松川アパート (1号棟)

若林四丁目アパート (1号棟)

造名

11

種

改良

改良

改良 改良

改良

改良

改良

改良

改良

改良

再開発

再開発

類構

高層耐火

高層耐火

中層耐火

中層耐火

中層耐火

高層耐火

高層耐火

中層耐火

45,600

39,600

26, 100

25, 200

26, 300

27,900

27,500

22, 100

24,600

18,000

37, 300

47, 200

使用料 (円、月額/戸)

千	
=	
百九·	
ᆢ	
八十八号	
슬	
7	

●東京都告示第

おいて準用する第三条第三項の規定により、 九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、 駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条に 東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 告示する。 第

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百 合

子

名

ート駐車場 調布緑ケ丘 二丁目アパ 称 調布市 二十五番地ほか調布市緑ケ丘二丁目 位 置 八九区画 区画数

規模 (平方メートル)

58.9

51. 2

33. 4

32.6

33. 4

36. 1

36.1

32, 6

33, 4

38. 2

51.3

59. 8

2

2

1

1

置

●東京都告示第千二百九十九号

駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。 九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、 東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第

東京都知事 小 池 令和四年九月三十日

百 合 子

ト駐車場 王子本町二丁目ア ۱۹ 1 北区王子本町二丁目 三十二番ほか 六区画

名

称

位

置

区画数

●東京都告示第千三百号

を記載した書面について) 器相対評価方法等基準及び省エネルギー性能等を示す事 平成十八年東京都告示第千三百六十四号(特定家庭用機 の一部を次のように改正する。 項

令和四年九月三十日

東京都知事

小

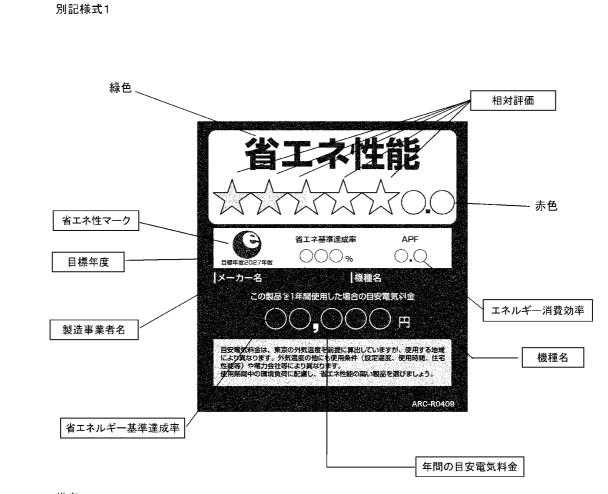
池

百

合

子

別記様式一を次のように改める。



備考

- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
- 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
- 3 相対評価の小数点以下第1位が0から4までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。相対評価の小数点以下第1位が5から9までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。
- 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
- 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
- 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
- 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

三 2 お 1 テトラクロロエチレン及びトリクロ 内 り告示する。 五項にお により指定した区域の全部の指定を解除するの 項の規定により、 土壤汚染対策法 東京都告示第千三 定有害物質の種 示による改正後 ことができる 土壤汚染対策法施行規則 別記様式一の規定にかかわらず、 省エネルギー 講じられた汚染の除去等の措置 指定を解除する区域 この告示は、 令和五年九月三十日までの間におけるエアコン 令和四年九月三十日 附 第三十一条第 の東京都省エネラベルの様式については、 いて準 削 令和四. 類 用する同条第二項の規定により、 性能等を示す事項を記載した書面につ の特定家庭用機器相対評価方法等基準及 (平成十四年法律第五十三号) 平成二十六年東京都告示第千五百五 百 シスー 京都知事 項の基準に適合していなかった特 年十 別図 涥 (平成十四年環境省令第1 のとおり 日 小 から施行す ロエチレン 土壌汚染の除去 ジクロロエチレン、 なお従前の例によ 池 (渋谷区大山町 百 合 この告 次のと 子 同

13



●東京都告示第千三百二号

より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 一項の規定により、 令和四年東京都告示第千二十七号に 第十一

次の

令和四年九月三十日

東京都知事 小

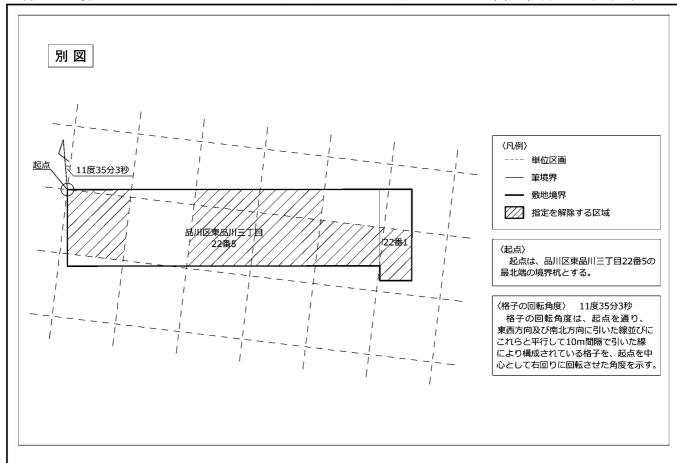
指定を解除する区域 別図のとおり 池 (品川区東品川 百 合 子

丁目地内)

化合物並びにふっ素及びその化合物 に適合していなかった特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第一 鉛及びその

定有害物質の種類 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去 鉛及びその化合物

規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特



●東京都告示第千三百三号

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第六条第二項の規定により、

令和四年九月三十日

東京都知事

小

池

百

合子

)を指定するので、

ればならない区域

(以下「形質変更時要届出区域」

とい

同条第三項において準用する同法

次のとおり告示する。

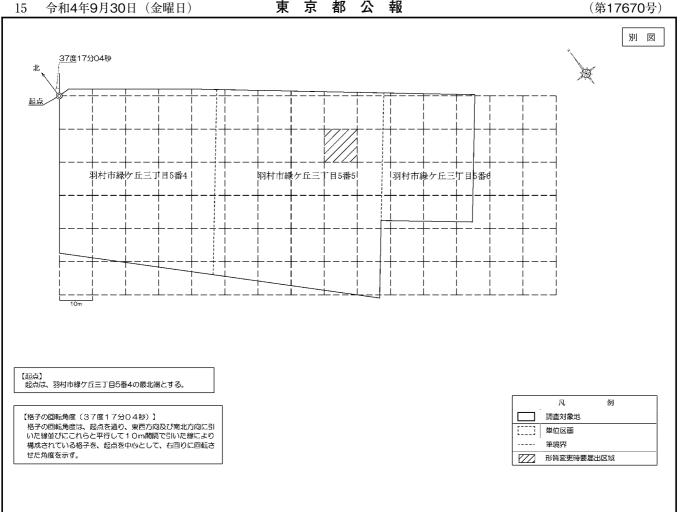
害物質の種類 ふっ素及びその化合物 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

三丁目地内)

形質変更時要届出区域

別図のとおり

(羽村市緑ケ丘



●東京都告示第千三百五号

この告示は、

令和四年十月一日から施行する。

附 則 「8,070日」を「8,310日」に改める。

東京都知事

小

池

百

合

子

に基づき、 施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定 非常勤職員の報酬、 令和四年度における非常勤職員の第一 費用弁償及び期末手当に関する条例 一種報酬

額を次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事

小

池

百

合

子

●東京都告示第千三百四号

職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。 令和四年東京都告示第四百五十二号 (令和四年度非常勤

令和四年九月三十日

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	医療施設運営等事務専門員	月額	194, 400円

号) 第三条の規定により、 東京都統計調查条例(昭和三十二年東京都条例第十五

●東京都告示第千三百六号

この告示は、

令和四年十月一日から施行する。

附

則

統計調査の名称等を次のとおり

令和四年九月三十日

東京都知事 小

池

百合子

統計調査の名称

東京都農作物生産状況調査(都指定統計調査第六号)

目的

農業行政に必要な農作物の基礎資料を得ること。

調査事項

対象作物

調査項目 野菜、果樹、穀類、工芸作物、花き及び植木

作付面積、 収穫量(野菜、果樹、 穀類及び工芸作

五. 実施方法 東京都の区域に所在する農家 四

対象の範囲

物)又は出荷量(花き及び植木)

調査対象農家に対し調査票を配布し、調査票の返送を

依頼することにより行う。

六 調査時期

調査対象期間

令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの期

間とする。

七 調査票

調査票は、次の東京都農作物生産状況調査票とする。

る。 令和四年九月三十日から同年十月三十一日までとす

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 調査実施期間 2

東京都指定統計測化第6号

〇〇区三門共

作 物 生 痽 芄

調倉 黒

それ以外の目的 (税金の徴収など) データを整備するためのものであり、 使用することは絶対ありません。 この調査票は、 農業行政に必要な基礎

(調査票の記入に当たって)

- 調査票の記入に当たっては、2ページの「記入上の注意事項」をよく読んでから記入してください。
- 調査票の内容については、過去1年間で記入しますが、過去1年間とは、 2021年1月1日から12月31日 までの1年間について記入
- 調査票への記入は、黒の鉛筆又はシャープペンシル若しくはボールペンにて記入してください。

ω

氏名を記入してください。

	住所
	〇〇区市町村

Ш Ж でに御回答願います。

田

17



東京都農作物生産状況調査票 記入上の注意事項

- 面積につきましては、 3. 単位で記入してください。
- 対象となる期間は、2021年1月~12月です。
- 東京都内での面積・生産本数・出荷量(本数)を記入して ください (色県は除く。)。
-)作付延べ面積・作付 (ほ場) 面積の記入に当たっての注意

国 ゴ

記入例

1,008㎡ (面積の単位は㎡としてください。) ↓※ 右に寄せて記入してください

 Θ

(3) いれば2回分の合計面積を記入してください。 作付延べ面積は、例えば1つの作物を2回作付して

(対象=野菜・稲麦・雑穀・工芸農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

場合などは、10 mとして記入してください。 <u>作付延べ面積</u>がごくわずかしかなく、記入が難しい 作付している全ての品目を記入していただくため、 (对象=野菜、稻麦、雅穀、工芸農作物、緑肥作物、飼料作物、牧草)

ω

- **(4)** る実際の農地面積を記入してください。 作付(ほ場)面積は、品目ごとに栽培に使用してい (対象=果樹・花き・グランドカバー類) (作付延べ面積とは異なり実際の農地面積となります。)
- 出荷量・出荷本数の記入に当たっての注意

出荷量・出荷本数を記入する対象品目は

主に 花き・植木・グランドカバー類・麦 です。

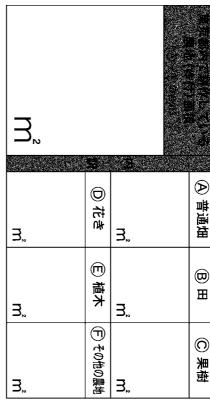
6 500 右に寄せて記入してください。 本・球・鉢・㎡

出荷量

記入例

N

①最初に実際に所有又は借り入れている 農地(作付)面積を御記入ください。



批 参 ③ 1反(たん)=10アール=1,000m (④1町(ちょう)=100アール=10,000m ①1年(公康)=3.3㎡ ②1長(せ)=1アール=300㎡

割割 (野菜・稲麦・雑穀・工芸農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

※次ページからの調査票には、「作付延べ面積」を御記入ください。 ※例えば、1つの作物を2回作付していれば、**2回分の合計面積**となります 例:トマト 100 mを2回作付していれば、「200 m」と記入します。 3回なら「300㎡」、4回なら「400㎡」です。

品目ごとに調査票がありますので、下記によりお進みください。

ー 類・ 丼 ■ ひへの 旬	Į		雑穀・工芸農作物 ・ 飼料 ・ 牧 草		
もいへい ほりいく かんり				_ '	
さくら色	▼ i	1		1	↓ 燊
ブランドカバー類・丼 ➡ さへら句のページ(13ページ)へ	あさぎ色のページ(11~12ページ)へ	薄紫色のページ(9~10ページ)へ	>肌 色のページ(7~8ページ)へ	➡ * 色のページ(6ページ)へ	緑 色のページ(4~5ページ)へ

ω



野菜の作付延べ面積(㎡)/年間 (2021年1月1日~12月31日)

本著

- ※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごくわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。
- ※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

(A)
ħH-
600
\square
On 1st
7 .1
× ÷
5 5
H ii
- 65
0 "
A 0
1 3.
\mathbf{x}
11'
a
lŏ
ō
3
100 co
= 5
4 2
A A
- J
St. II
U 1.
ت ا
- '
) L
2
va ′
<u>≽</u>
1 2
" ⊐,
A
0
Q
9
٥.
① 1坪(つぼ)=3:3㎡ ②1畝(せ)=1アール=100㎡ ③1吱(たん)=10アール=1:000㎡ ④1町(ちょう)=1~クタール=10:000㎡

			Æ	ži i	採	無					盟	
	7	スカ	+				華	* 4	l			
ししとう(あまとうがらし)	とうがらし	ピーマン	ナス	ル コアペア	ア ペァ	そらまめ	スナップえんどう (スナックえんどう)	さやえんどう(きぬさや)	さやいんげん	えだまめ	記入例 えだまめ	明四名
	3,	∃,	3,	∃,	3,	3.	3,	3,	3,	3。	385 m ⁴	作付選《面積(m)
3t	<u>μ</u>	_	9 1i	Я		トト		교	45	UH	아마 관	1948.
Ś,	うもろこし	ろうり	くわらり	ツキーニ	□ ソ	うがん	がうり(ゴーヤ)	いか	ぼちゃ	ゆうり	入室	品目名
, B,	3 2	ತ್ತ	3,	3.	3.	3.	m,	3,	∃,	3,	1,123 m ²	作付延べ面積(㎡)
	m [*] 9 to < v > c > c > c > c > c > c > c > c > c >	m を とうもろこし m の おくら 他 の おくら	m [*] しろうり m [*] とうもろこし m [*] の おくら	サス m² まくわうり 料 ピーマン m² Lろうり とうがらし m² とうもろこし ししとう(あまとうがらし) m² の おくら	まニトマト m² ズッキーニ ナス m² まくわうり 科 とうがらし m² とうもろこし LLとう(あまとうがらし) m² で おくら	トマト m² メロン オス m² ボッキーニ 本とうがらし m² とうもろこし しとう(あまとうがらし) m² とうもろこし が か おくら	そらまめ ㎡ 以 とうがん トマト ㎡ メロン 第二トマト ㎡ ボッキーニ ナス ㎡ まくわうり とうがらし ㎡ とうもろこし しとう(あまとうがらし) ㎡ 砂 か 他	科 スナップえんどう m² c l こがうり(ゴーヤ) そらまめ m² t とうがん トマト m² なッキーニ コーマン m² まくわうり とうがらし m² とうもろこし Lしとう(あまとうがらし) m² とうもろこし がら 他	さやえんどうきぬきや)	さやえんどう(きぬさや) m² かぼちゃ 料 スナップえんどう(スナックえんどう) m² けるうまめ そらまめ m² はこがうり(ゴーヤ) トマト m² とうがん サイス m² メロン ユーマン m² まくわうり レとう(あまとうがらし) m² とうもろこし Lしとう(あまとうがらし) m² とうもろこし Lしとう(あまとうがらし) m² をうもろこし	えだまめ	科 慰 入 例

J	㎡ その他のいも	ಕ್ಕ್	かんしょ(さつまいも)	盤
J,	m 八つ頭	ಕ್ಕ್	さといも(京いもを含む)	ţ¢+ '
ಗ್ಗ	m やまのいも	m²	(まれいしょ(じゃがいも)	7.1
ದ್ಯ	㎡ レンコン	ಗ್ತೆ	しょうが	類
3್ಹ	m うこん	3್ಲ	かぶ	K i
ತ್ಯ	m [®] キーロン	3,	にんじん	3‡
				1

濫 採 盐

3~ 3, 3,

ごぼう

3,

にんじん だいこん

裏面にも御記入願います。

(裏面には、**葉茎菜類と、その他の野菜**の記入欄があります。)

タケノコ

その他の野菜

3, 3, 3, 3, 3,

3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3,

※ 野菜でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

野菜苗(㎡)

※野菜苗の出荷鉢数

E 锲

19

野菜の作付延べ面積(㎡)/年間 (2021年4月4日~12月31日)
※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごくわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。 ※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

乾
$\Theta \Theta$
①1年(②1束(
ទទ
₹
率(つぼ)=3 3㎡ 叉(たん)=10アールー1 0
9 3
[3 .
Ĭ.
-
g Q
ă,
(a)
7 2
5. 5
3 7
ショ10 - 455-1
Ĩä
\(\begin{array}{c} \times \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
±)=1アール=100㎡ 5よう)=1ヘクタール=10.00
2
Oom.
9,

							濫	胀	‡	₩	幈								惺別	# 0
	\$	・ク	H							رخ <i>ځر</i> ا	様く	 	Ų٧	j					₹	ř.
サラダ菜	レタス	ふきのとう	ふき	しゅんぎく	わさび	みずな(京菜)	カリフラワー	ブロッコリー	なばな(のらぼう)	つまみな	チンゲンサイ	たかな	しんとり	からしな	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	こまつな	記入例こまつな	品目名
3,	3,	ಗ್ಯ	∄.	3.]3,	3,	3,	∃,	3,	3.		3∝	3.	3,	3.	3,	3,	3,	495 m ²	作付延べ面積(㎡)
		卣			_		本)	14		7	<u>ا ت ا</u>	4			\$	<u> </u>	<u> </u>		₹	<u>}</u> 1905
ブラビ	モロヘイヤ	メカブ	みょうが	∀ ラメ	L*	木の芽	葉トウガラシ	ナくうしんさい	おつば	チャービル	プトロリ	うど	あしたば	アスパラガス	らつきょう	せったが	ניי	たまねぎ	神 記入例 たまねぎ	品目名
m [®]	∄.	m̃	m²	3,	∃,	3,	3,	∄,	3,	₹.	m²	∃,	∄,	3,	3.	3,	3.	∃,	1,012 m ²	作付延べ面積(m)

果樹の作付(ほ場)面積(㎡)/年間 〈2021年1月1日~12月3[日〉

本番

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※ 作付(ほ場)面積は、幼木を含んで記入してください。

	×
	telds
	. 144
	SOLVE BUILDINGS
3.3	(3)
	~~~
12	2.0
	MA
	~ ~
9 E B	73 . 1
Z2.	
D	C 94
	~~~~
, ii.	11 11
100	
1	
14	- W W
100	
	1.5
1	1
2	11
H :	-
南	70000
7	O
11	7
2	
	220
	-
30	100000
364	
V 2	(4) (4)
	13 13
	TH 1116
	7 7
30	
n	OT IL
_	ت بو
ш	
о П С	
	11 4
	-
33	
Z.	(=
No.	N. C.
90	VA II
7	1
1	
18	
`	14 2 3.
H :	-
į.	0
Ç.,	
¥.	O
, i	O
H.	5
١,	- 3 .
たんせいます 国人主はしたい	26.53
,	

m²		∃್ ಪ್ರ		
™ ª		∃,		極
3.		3,		₩
m²,		3.		S
∃ _∞		3,		ì
3.		3.		主
ع ع		3,		9
3.		3,		փ
32		3,		
	下記に記入してください。		果樹でその他の品目がありましたら、	※ 無
3,	レモン	3,	パッションフルーツ	
3,	りんご	3,	ドラゴンフルーツ	
ತ್ತ	ユズ	3,	ال	
B _∞	すもも	3,	ぎんなん	
ಗ್ತ್	ቀቀ	3,	キウイフルーツ	
Ħ,	マンゴー	3,	かりん	植
m,	プルーン	ヹ゚	かき	
∃,	ブルーペリー	3,	ブンタン	;
ತ್ಯ	バナナ	3,	ダイダイ	黑
ತ್ಯ	びわ	3,	夏みかん(甘夏)	
3,	パパイヤ	3,	温론みかん	
m,	いちじく	3,	ぶどう	
3,	うめ	3,	日本なし	
1,044 m ²	記入例うめ	583 m	記入例 日本なし	建划
作句(は%)画稿(m)	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	品回名	# =

O

その類の雑の転車

稻麦·雑穀·工芸農作物·緑肥作物·飼料作物· 牧草の作付延べ面積(㎡)/年間

(2021年1月1日~12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごくわずかしかなく、 記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。

※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

0 治・表 鮏

③1反(たん)=10アール=1, 000㎡ ①1年(乙辰)=3. ④1町(ちょう)=1ヘクタール=10,000㎡ ②1數(世)=17-)J=100m

類小麦	麦陸稲	語 然 語	種別記、	
表	稲	褶	記入例 水稲	品目名
m²	3,	3,	358 m ²	作付延べ面積(㎡)
m エンバク	大麦	ライ麦	記入例ライ麦	品回名
m²	∃,	J,	1,214 m ²	作付延へ面積(m)

Х 稲・麦類でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

₃.		J.	
∃,		3,	麦類
∃,		3,	から 8 6 ・
3.	~	3,	

0 維 孆 粒

	指数推		種別
다. 개	大豆	小豆	品目名
∃,	∃,	∃"	作付延べ面積(㎡)
落花生	そば	ささげ	品目名
ತ್ಯ	3.	ತ್ಯ	作付延べ面積(㎡)

雑穀類で、その他の品目がありましたら、下記に記入してください。

3°

3, 3,

∃,

3, 3, 3, 3,

裏面にも御記入願います。

7

本番

稲麦·雑穀·工芸農作物、緑肥作物、飼料作物、 牧草の作付延べ面積(㎡)/年間

(2021年1月1日~12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごくわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10mとして記入してください。
※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

批	
考 ①1坪(つぼ)=3. 3㎡ 考 ③1反(たん)=10アール=1. 000㎡	
1 1 5 15	
37	
ις <u>γ</u>	
) -	
1 3 1 1 3	
.∵ 3	
ľā.	
7	
1	
ğ i	
Ĕ	
(でょう)側1(の) = (でょう)側1(の)	
11	
1 (8)	
S to	
ا بن	
7	
3 1	
úΫ	
161-64) 101-4	
₽ 8	
ΙĘ,	
②1畝(せ)=1アール=100㎡ ④1町(ちょう)=1ヘクタール=10.	

000m

О Н 娰 眽 牵 乴

∃,	m [®] ひょうたん	B₂	こんにゃく	鰻作物
J.	茶(生葉)	3,	\$	H #
1,053 m	茶(生葉)	536 m	\$	
	記入例		記入例	種別
作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	

※ 工芸農作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください

	RODA PTH MTH	その他 のT 革
やの の Ti が		

3" 3"

0 嫔 詽 슦 を

椞	盐	
詽	種別	
肥 ソルゴ		
Ţ		
(X	ᆱ	
-(緑肥)	目名	
9)		
	益	
	付延	
	λ	
	面積	
3.	a ,	
1		
レンゲ		
デン		
7	品品	
	目名	
	育	
	计延	
	へ面積	
3,	3.	
1		

178	っ の な で 所	۰ ا ا	※ 续問
m².	m ^a	m,	緑肥作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。
x	<u></u>	٠,	記に記入してください。
3∞	∃,	3.	

虚 챛 帝 を

	:記入してください。	ありましたら、下記に	飼料作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。	※ 飼料
3.	m ソルゴー(飼料)	3₅	料 青刈りとうもろこし	飼料
作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(mi)	品目名	種別
			料作物	〇飼

0 牧 軸

その作の問物をおります。

∃~ 3, 3,

3~ ∃" 3,

汝	種別
ተ	31
1-1	Signite.
7	
(5 1)	
7	品
Si.	Ш
7	目名
リアンライグラス	
ラス	Mar Mari
,	
	#
	付
	戶
	画
	盡
-3	7
3,	ľ)
Ж	
Ġ	
その他の牧草	
S	ᆱ
女	
禅	目名
	Ξ.
)	70.
	-
	1) 4
	亚
	λ.
	面積
	青()
3,	'n)
	2.50

α

粜

故

フリージア(球根) スイセン(球根) かり もの もの な み

切り枝

シキミ(切枝) ユキヤナギ(切枝)

ハナモモ(切枝)

4のもの 抜

ဖ

_{基本} 花き等(施設・露地)の作付(ほ場)面積と出荷量/年間 (2021年1月1日~12月31日)

% 作付(ほ場)面積と出荷量(14間に販売した数量)について記入してください。 % 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

③1気(たん)=10アール=1,000㎡ ④1町(ちょう)=1ヘクタール=10,000㎡

選							75		Ξ	9								種別
7		; 9;	かおき	切る		1	<u>-</u>	也	油·	共		花	<u>د</u> ع		\$			
						リコリス	キキョウラン	₽ 5	サンダーソニア	すいせん	ガーベラ	シャクヤク	アスター	ひまわり	バラ	· **	랑<	記入例
	3.	3,	3,	3.	3.	3,	3,	3,	3,	₹.	3.	₹,	3,	3,	3.	₹,		

※「球根」は球根として生産・出荷しているもののみ記入してください。(球根切り花を除く。) 3,3,3,3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 裏面にも御記入願います。 球球球球 **K**|**K**|**K**|**K**| K|K|K|K|

切り葉

モンステラ

フェニックス・ロベフニー(切り葉)

フザーファン

*	
炒	Ж
. NH	= :
※参考	"
$\alpha \alpha$	
①1坪(つぼ)=3 3㎡ ③1灰(たん)=10アール=	भ
ল আ	骊
	<u> </u>
(7 ∙0	3
टे आ	
H' II	74
ٽ ٿ	:
o 🦳	끮
4 3	ш,
լ ⇒.	L'I
\$	17
0	SHI 1
	姓
ŏ.	쁫
<u>o</u>	7
-1.	띺
OR CO	7
¥ ¥.	١À١
数电	5
32	ΘN
, T	##K
Or II.	锤
ī I	9
<u> </u>	탨
> 💄	1
9 T	174
¥4 11	£1.
T O	7
①1坪(ンは)=3 3㎡ ②1敷(せ)=1アール=1000㎡ 3/1坪(とん)=1のフール=1000㎡ ②1敷(せ)=1アール=1000㎡ 3/1坪(たん)=1アール=1000㎡ 3/1円(たん)=1アール=1000㎡ 3/1円(たん)=17アール=1000㎡ 3/1円(たん)=17アール=	※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。
<u>"</u> 3.	\ \\ \'
0	115
Q	1X
ಕ	-

類		ď	+#+	ψ.				m⇒	+										9	c	٠	零							
野菜苗		S	花瓊用苗 +	の き ら				が過れる。田田の田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1			9	ረተ- \$	e e i	e đ	ሎ		花木類	干らん茶	化 一	蘇もの	観葉		9 ₼	*弊	高一			種別
						マリーゴールド(苗もの)	ペチュニア(苗もの)	ベゴニア(苗もの)	パンジー・ビオラ(苗もの)	葉ぼたん(苗もの)								プルメリア(花木)	コチョウラン	オトレア	ケンチャヤシ	シェフレラ類	クリスマスローズ(ヘレボルス)	エビネラン	ベゴニア	バラ(鉢もの)	シクラメン	シクラメン	記入例
3.	3.	3.	3.	3.	3.	m².	∄.	3,	3,	m²	3.	3.	ತ್ತೆ	m,	™,	٦¸	m	ತ್ತೆ	a ,	a,	ಗ್	m [*]	m,	3.	∄2	3.	3,	120 m ²	
鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	鉢	龣	拿	錄	1,147 鉢	

植木の生産本数と出荷本数/年間 (2021年1月1日~12月31日)

本著

% 生産本数は、育成中のものを $<u>6</u>3<math>\phi$ 4値付けをしている本数を記入してください。 % 出荷本数は、育成中のものをw5 ϕ 1年間に販売した本数を記入してください。

高中 たが類 てツ類		掩	# 毕	} 	- 교		1美力5	_
林新葉樹(3 ヒノキ類 スギ類	その他の高						に入物	1
は例が レイランドヒノキ類 ビャクシン類 ニッコウヒバ プンゲンストウヒ類	その他の高中木針葉樹の計							B II 4
は 数 ル ン バ	뿌							
ビャクシン ンストウヒ								
1								u
カイズカイブキ サワラ類 アカエゾマツ アスナロ マキ など	→	₩	₩	₩	₩	₩	152 🛧	工件教
・ サワラ アスナロ								
横マキ								上回 小 家x
など	₩	₩	₩	₩	₩	₩	98 ≭	¢

連申 が ソヨゴ ベニカ-	豆	株型	緑石	非 >	 	o -
メイニアヤー	やの台					
集機(けかけ) ノラカシ	の画中					
選供来等機広業機(主な例) ンヨゴ セイヨウカナメ類 サザンカ トキワマンサク ツバキ類 キンモクセイ サカキベニカナメ シラカシ ヤブツバキ モッコク オリーブ ヤマモモ スダジイ など	その他の高中木常緑広葉樹の計					
トキワマ	カ計					
ンサク オリー						
サンジャ						
が出し、出土し、	₩	₩	₩	₩	₩	₩
キンモクセイ スダジイ						
サカキ など						
	₩	₩	₩	₩	₩	₩

ナメ シラカシ ヤブツバキ モッコク オリーブ ヤマモモ スダジイ など 本
--

	サルス	連動	豆	排	葉広	अ≯	 13 1	30t
	<u>공</u>	なな	そのか					
	ハナカ	政権を担任を	他の高中					
	デヴ	対する	水落					
	カッラ	サック	その他の高中木落葉広葉樹の計					
	コナラ	マモミジ	の計					
	ソメイヨシ	ヒメシャラ						
+	/ イチョウ	満年本漢葉広葉様 生気例	₩	₩	₩	₩	₩	₩
	ロシバイ	さがい					. *-	••
	など	Lī Lī						
	,	グシ	₩	₩	₩	₩	₩	₩

裏面にも御記入願います。

1

植木の生産本数と出荷本数/年間 (2021年1月1日~12月31日)

- % 生産本数は、育成中のものを含み値付けをしている本数を記入してください。 % 出荷本数は、育成中のものを除き 1 年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

	豆	车帐单	一大茨	京		裡別	1#0
その他の低木落葉樹の計						記入例ブルーベリー	品目名
₩	₩	₩	₩	₩	₩	168 本	生産本数
₩	₩	₩	₩	₩	₩	110 本	出荷本数

低木落葉樹(主な例)。

ブルーベリー ドウダンツツジ ユキヤナギ ニシキギ クサボケ コデマリ レンギョウ アジサイ類 ユスラウメ ミツバツツジ ボタン ンボ ヤマブキ

無本常 サツキ アセビ		Ę	- 旋 草	计	東	
(株本業務機) はな例(まな) カルメツツジ類 オタフクナンテン ヒラドツツジ ヒサカキナツキ オオムラサキツツジ クルメツツジ類 オタフクナンテン ヒラドツツジ ヒサカキアセビ キンメツゲ シャクナゲ類 カンツバキ マサキ アオキ シキミ など	その他の低木常緑樹の計					
ナタフクナンテン ヒラドツ マサキ アオキ シキ	₩	₩	₩	₩	₩	₩
ツジ ヒサカキ ミ など	₩	₩	₩	₩	₩	₩

			植木	ちの	4 C		
12						大型ヤシ類	97
	₩	₩	≯	₩	₩	₩	₩
	₩	₩	₩	₩	*	₩	₩

グランドカバー類の作付(Iま場)面積と出荷量/年間 (2021年1月1日~12月31日)

※ 作付(ぼ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)を記入してください。
※ 作付(ぼ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考 ③1束(たん)=3.3㎡ 31束(たん)=10アール=1,000㎡ ②1畝(せ)=1アール=100m ④1町(ちょう)=1~クタール=10,000m

種別ごとに、<u>上位5品目</u>を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、作付(ほ場) 面積と出荷量を記入してください。

養養			灩	审				羅里
生な例)	その他の笹類の計						オカメザサ	197 Y C.≅
オカメザサ	[類の計							品目名
クマザサ								作付(
コグマザサ							54	(ほ場) 面積(m.
オカメザサ クマザサ コグマザサ オロシマチク チゴザサ	3.	3.	3,	∃"	∃.	∃"	∄ .	n)
チゴザサ							1,0	出荷重
など	鉢	零	零	傘	傘	零	1,619 鉢	

零	頭の計 ㎡ ポート・カナリエンシス など	その他のつる性類の計 ディカカズラ
な 撃	3., 3.,	
な 徐	3, 3,	
鉢	3,	

大草,		}	本類	中	+		296	
大橋(主な風)	その他の木草本類の計						(類(玉な例)	
シバザクラ類	₹類の計						テイカカズラ	
タマリュウ							ヘデラ・	
シバザクラ類 タマリュウ リュウノヒゲ シャガ ヤブラン アベリア ほか	∄.	3₅	∃.	3.	∃.,	∃*	テイカカズラ ヘデラ・カナリエンシス など	
ナギ							456	
ヤブラン							. **	
アベリア								
ほか	傘	樑	樑	槃	≉	傘		

<u> 芝の作付延べ面積(㎡)と出荷量(㎡)/年間 《202]年1月1日~12月31日》</u>

∃.	3,	草
出荷量	,目名 作付延べ面積(㎡)	30
The control of the co		

●東京都告示第千三百七号

職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。 令和四年東京都告示第四百五十六号 (令和四年度非常勤

令和四年九月三十日 東京都知事

「8,070日」を「8,310日」に改める。

小

池

百

合 子

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三百八号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)

令和四年九月三十日

域及び面積を次のとおり定める。

第四条第二項の規定に基づき、東京都立晴海緑道公園の区

東京都知事 小 池 百 合子

面積 三四、〇二一・一七平方メートル

区域

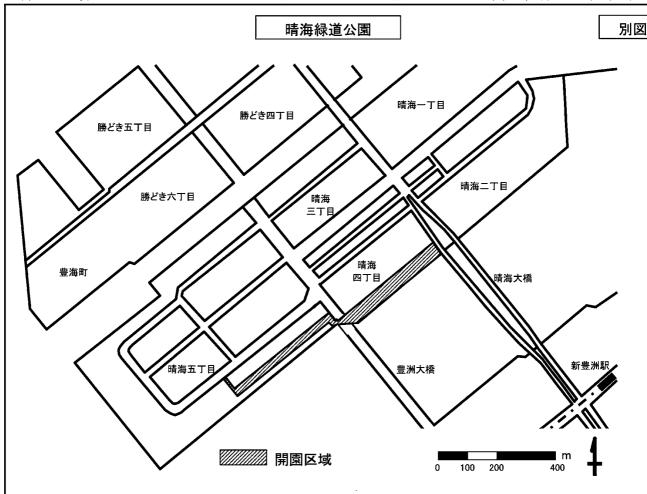
別図のとおり

 \equiv

設置年月日

令和四年十月一日

23



●東京都告示第千三百九号

の規定に基づき告示する。 東京都規則第二百四十二号) 収する占用料 別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴 施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第二項 の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法 撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。 東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号) (東京都海上公園条例施行規則 別表第五に規定する写真等の (昭和五十年)の徴収

令和四年九月三十日

東京都知事 小

池

百 合子

委託した相手方

名称 東京港埠頭株式会社

 (\Box) (\rightarrow) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号

委託期間 日まで
令和四年十月一日から令和五年三月三十一

委託施設 東京都立晴海緑道公園

 \equiv

示 (交)

●交通局告示第四号

告

運行系統の名称及び区間) 昭和五十四年交通局告示第十一号 の一部を次のように改正し、 (東京都乗合自動車

和四年十月七日から実施する。

令和四年九月三十日 東京都交通局長

武 市 子

○」に改め、 表中都第三号系統の項中「八・四九〇」を「八・六九 同表都第五号系統 一系統の項中「五・三七

会社

る規程

復の項中 統の部往の項中「九・六三〇」を「九・八三〇」に、 を「五・五七〇」に改め、同表錦第十三号系統 「九・四五〇」を「九・六五〇」に改める。 同部 甲 礻

告

示 水

●東京都水道局告示第七号

たので、同条第二項の規定により告示する。 一条の二の三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定し 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十

令和四年九月三十日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

称 渋谷区道玄坂一丁目二番 住所又は事務所の所在地 令和四年十 指定年月日

程

●東京都下水道局管理規程第三十一号

のように定める。 令和四年九月三十日 山

東京都下水道局長 奥

宏

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正す

局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。 東京都下水道局庁舎管理規程(昭和五十年東京都下水道

則

別表日本ビル庁舎の項を削る。

25

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次

規

(下水)

ゲートウェイ株式GMOペイメント 名 月一日

次のとおり告示する。 づき、令和4年度における非常勤職員の第一種報酬の額を

令和4年9月30日 東京消防庁

消防総監 清 ¥ 洋

 \curlywedge

この規程は、 令和四年十月一日から施行する。

示

告

消

◉東京消防庁告示第8号

施行規則(平成27年東京都規則第8号)

第7条の規定に基

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
東京消防庁	アシスタント職(一般業務)	時間額	1,090円

主たる事務所の所在地

新宿区北新宿四丁目八番十二-九〇四号

里見

見千子

代表者の氏名

NPO法人こつこつ

名称

特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ

代表者の氏名

敬

東

主たる事務所の所在地

渋谷区代々木二丁目二十三番

号

ニュー・ステイト

四

認定の有効期間

令和四年八月五日から令和九年八月四日まで

メナー九五六号

翠 浬

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

公

告

特定非営利活動法人の認定について

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第四十四

号) の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三 第二十二条の三の規定により、 次のとおり公告する。

令和四年九月三十日

小 池 百

東京都知事

合子

について

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出

西地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工 十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、東金町一丁目

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。 令和四年九月三十日

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

東京都知事

池

百 合子

号

に到着するよう提出してください

地 東金町一丁目西地区市街地再開発組合

理事長 宮下 敦之

葛飾区東金町一丁目十七番二号

_ 対象事業の名称

東金町一丁目西地区第一 種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

几 認定の有効期間

令和四年八月二十三日から令和九年八月二十二日まで

四

令和四年十月三日

名称

Ŧī.

届出日

令和十二年五月三十一日 工事完了の予定年月日

令和四年九月十四日

特定非営利活動法人子どもへのまなざし

代表者の氏名

中川 ひろみ

三 主たる事務所の所在地

日野市西平山四丁目十八番地の十二

四

認定の有効期間

令和四年八月三十日から令和九年八月二十九日まで

その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

舗の変更について届出があったので、同条第三項において

|法||という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

ついて

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう (団体

あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名)
□住所 (団体に

添えて、令和四年九月三十日から四月以内に東京都産業労 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池

百 合子

西友高野台店

店舗名

店舗所在地

練馬区高野台一丁目二十番一号

設置者名 株式会社西友

設置者住所 北区赤羽二丁目 番 一号

変更前の設置者名 合同会社西友

株式会社西友

変更後の設置者名

六 Ŧī. 四 \equiv

27	令	和4	年9	月30	日С	(金	曜日	∃)				東	京	者	fB :	公	報								(第17	670	号)
	+	十	九		八		七	六	Ŧī.	四	三	$\vec{-}$	-			-	十 三			-	<u>+</u> =		+	十	九	J		七
	縦覧場所	届出日	変更日	の氏名又は名称	変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	変更後の設置者名	変更前の設置者名	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名				縦覧時間				縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者
振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年九月十三日	令和四年一月六日		株式会社西友		合同会社西友	株式会社西友		北区赤羽二丁目一番一号	株式会社西友	練馬区関町南四丁目二十番十九号	西友関町店		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十一	第一男子 い気ぬる化	こぎりる(例(平成	一月三十日まで。ただし、東京都	令和四年九月三十日から令和五年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年九月十三日	令和四年一月六日	构式会社西方		合同会社西友
	=	<u>+</u>			-	<u>+</u>		+	十	九		八		七	六	Ŧi.	四	三	=	_			=	<u>ተ</u>			<u>+</u>	
		従汽寺町				縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	の氏名又は名称	変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	変更後の設置者名	変更前の設置者名	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名				従汽寺里			縦覧期間	
時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	は寺三十分な	除く。	の休日に関する条例(平成元年東	一月三十日まで。ただし、東京都	令和四年九月三十日から令和五年	\(\frac{1}{2}\)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年九月十三日	令和四年一月六日		株式会社西友		合同会社西友	株式会社西友	合同会社西友	北区赤羽二丁目一番一号	株式会社西友	練馬区石神井町二丁目十三番十号	西友石神井公園店		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	も手三十子が	余く。 京都条例第十号)に定める休日を	の休日に関する条例(平成元年東一月三十日まで、たたし、東京都	令和四年九月三十日から令和五年	一号)
六		五		Д	三	$\vec{-}$		-			+				+			九	八	七	7		五.			\equiv	_	
変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	1	没置者 <u></u> 主听	設置者名	店舗所在地		店舗名			総覧時間				縦覧期間			縦覧場所	届出日	変更日	の氏名又は名称の氏名以名称	で可後のトラ素針	の氏名又は名称変更前の小売業者	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名	
株式会社髙島屋ほか七十一名		株式会社髙島屋ほか六十五名	番五号ほか	大阪府大阪市中央区難坡五丁目一	株式会社髙島屋ほか三名	中央区日本橋二丁目四番一号ほか	館・東館)	日本橋髙島屋S.C.(本館・新		時までを除く。	分まで。ただし、EFから干後一年前九時三十分から午後四時三十	除く。	京都条例第十号)に定める休日を	の休日に関する条例(平成元年東	一月三十日まで。ただし、東京都一和四年九月三十日から令和五年	- 号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年九月十三日	令和四年一月六日	村正会社西方	_	合同会社西友		株式会社大東京綜合卸売センター	世田谷区駒沢四丁目十八番十一号	西友駒沢店	

十 二

十

者の代表者名変更後の小売業

ヹ 東

ほ 秀 か 行

(株式会社メル・ロ

の代表者名 変更前の小売業者

ズ) ほか 一志

(株式会社メル

口

報

届出日 変更日

令和四年九月十五日

令和四年八月二十八日ほ

か

雑

報

時までを除く。

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組

東

の休日に関する条例(平成元年東

令和四年九月三十日から令和五年

月三十日まで。ただし、東京都

京都条例第十号)に定める休日を

十六

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十

正午から午後

京

十五.

縦覧期間

都

公

十四四 十三

縦覧場所

)住所

八

変更前の小売業者

九

変更後の小売業者

渋谷区千駄ケ谷二丁目十一番

(株式会社サザビーリーグ)

(株式会社サザビーリーグ)

の住所

28

氏名又は名称

七

株式会社メル・

ローズほか二名

告

業者の氏名又は名 変更を行った小売

東京都職員共済組合定款 の一部を次のように変更する。 (昭和三十七年十二月一 日 公

渋谷区元代々木町四十九番十三号 号 1 1 を加え、 じ。 険者(」を、 第七項中「船員一般組合員は、」の下に「船員保険の被保 員 員 Ļ 船員短期組合員を除く。 同条第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、 第三十二条第一項中「一般組合員」の下に) 」 を、 を、 を、 同項の次に次の一項を加える。 同条第二項中 「船員一般組合員」の下に「、船員短期組合員」 「長期組合員」の下に「、後期高齢者等短期組合 「である組合員」の下に「(次項に規定する 「被保険者」の下に「をいう。 「第九項」を)」を加え、 「第十二項」に改め、 同項を同条第九項と 短期組合 以下同 同条

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 10 合員とする。 船員短期組合員は、 船員保険の被保険者である短期組

号 る。 改め、 れかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢 者医療の被保険者とならない組合員」を「後期高齢者医療 者医療の被保険者等をいう。 の被保険者等 の被保険者」という。)である組合員及び同条各号のいず 齢者の医療の確保に関する法律 (次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。 第三十二条第六項を同条第八項とし、 第五十条に規定する被保険者 同項を同条第六項とし、 (法第二条第一項第二号に規定する後期高齢 以下同じ。)である組合員 同項の次に次の一項を加え (昭和五十七年法律第八十 (以下「後期高齢者医療 同条第五項中 じに 「高

者等である短期組合員とする。 後期高齢者等短期組合員は、 後期高齢者医療の被保険

第三十二条第四項を同条第五項とし、

同条第三項中「第

東京都職員共済組合定款の 一部変更について

理事長

黒

沼

靖

六項」 第 一項の次に次の一項を加える。 を「第八項」に改め、 同項を同条第四項とし、

同条

3 員である組合員とする。 短期組合員は、 法第七十四条第二項各号に規定する職

短期組合員」を加える。 第三十三条中「、長期組合員」 の下に「、 後期高齢者等

十四条」を「第七十四条第一項」に改める。 齢者等短期組合員、船員短期組合員及び」を加え、 第四十二条中「組合員 \bigcirc の 下 に 「短期組合員 後期高 「第七

第四十五条第一 項の表中 「一般組合員」 を

「一般組合員 「長期組合員 短期組合員_ 長期組合員」

船員一般組合員 後期高齢者等短期組合員 に 「船員 般組合員」

を

この変更は、 則 令和四年十月 日から施行する。

船員短期組合員

に改める。

る 東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告す

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼

靖

東京都職員共済組合運営規則の 一部変更につ

いて

公告) 東京都職員共済組合運営規則 の一部を次のように変更する。 (昭和) 二十七年十二月 日

所要の修正を加え、

なお使用することができる。

める。 第二十六条第一項中 第二十三条中「及び施行規則」を「及び施行規程」に改

に改め、「職員」の下に「(同項第二号に規定する職員を 第二号」に、 第二条第一号、)」を加える 「または」を「又は」に改め、同条第二項中 第三号及び第四号」を「第二条第一項」 「第二条第二号」を「第二条第一項 する。

別記様式第十号、様式第二十五号及び様式第二十七号中

を、

性別 男女 を

に改める。

附 則

この変更は、 令和四年十月一日から施行する。

1

2 職員共済組合運営規則の様式(この変更により変更のあ ったものに限る。 この変更の施行の際、)による用紙で、 この変更による変更前の東京都 現に残存するものは、 ●東京都職員共済組合規則第四号

する規則を公布する。 東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長

黒 沼

29

靖

下に

船員短期組合員」を加える。

●東京都職員共済組合規則第三号

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の

部を改正する規則

東京都職員共済組合規則第八号)の一部を次のように改正 東京都職員共済組合保養施設に関する規則(平成十七年

者等短期組合員、 第三条第一号中「一般組合員」の下に「、短期組合員」 の下に「、船員短期組合員」を加える。 「特定消防組合員」の下に「、長期組合員、後期高齢 知事長期組合員」を、「船員 一般組合

則

員

この規則は、 令和四年十月一日から施行する。

する規則を公布する。 東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

沼 靖

理事長 黒

東京都職員共済組合保健施設に関する規則の

部を改正する規則

正する。 年東京都職員共済組合規則第七号)の一部を次のように改 東京都職員共済組合保健施設に関する規則 (昭和三十九

短期組合員、 **「特定消防組合員」の下に「、長期組合員、後期高齢者等** 第三条中 知事長期組合員」を、 「一般組合員」の下に「、 「船員一般組合員」の 短期組合員」 を、

> 附 則

この規則は、 令和四年十月一日から施行する。

規程を公布する。 東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼

靖

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合体育施設使用規程の一

部

を改正する規程

る。 京都職員共済組合規程第一号)の一部を次のように改正す 東京都職員共済組合体育施設使用規程 (昭和四十一年東

員 短期組合員、 特定消防組合員」の下に「、長期組合員、 第一 を「船員短期組合員」に改める。 条中「一般組合員」の下に「、 知事長期組合員」を加え、 短期組合員」 「船員継続組合 後期高齢者等 を、

附 則

この規程は、 令和四年十月一日から施行する。

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則の一部を

令和四年九月三十日

改正する規則を公布する。

東京都職員共済組合

理事長 黒

●東京都職員共済組合規則第五号

沼 靖

令和四年九月三十日

則の 東京都職員共済組合総合保健施設に関する規 一部を改正する規則

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則 (平成十

改正する。 七年東京都職員共済組合規則第九号)の一部を次のように

員 者等短期組合員、 を、 第四条第一号中「一般組合員」の下に「、短期組合員」 の下に「、船員短期組合員」を加える。 「特定消防組合員」の下に「、長期組合員、 知事長期組合員」を、「船員一般組合 後期高齢

附

この規則は、 令和四年十月一日から施行する。

部を改正する規則を公布する。 東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則の一

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼

靖

●東京都職員共済組合規則第六号

東京都職員共済組合人間ドックの実施に関す

る規則の一部を改正する規則

成二十年東京都職員共済組合規則第五号)の一部を次のよ 東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則 爭

項」に改める。 第一条中「第三十二条第九項」を「第三十二条第十一 うに改正する。

附 則

(第17670号)

この規則は、 令和四年十月一日から施行する。

> 施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の

実

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼

靖

●東京都職員共済組合規則第七号

東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保 健指導の実施に関する規則の一部を改正する

規則

施に関する規則(平成二十二年東京都職員共済組合規則第 六号)の一部を次のように改正する。 第三条中 東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の実 「第四項」を「第五項」に、 「第八項及び第十

則

項

を「第九項、

第十項及び第十二項」

に改める。

この規則は、 令和四年十月一日から施行する。

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

-発 行

|電話 ○三(五三二一) | 一一一(代)

価 箇月

郵便番号 定 本号

六、六〇〇円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社

郵便番号 ミックス 艇